福山市国民健康保険人間ドック補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号）に定めるもののほか、福山市国民健康保険被保険者の疾病予防及び早期発見・早期治療による健康の保持増進を図り、国民健康保険事業の医療費の適正化に資するため、福山市が行う国民健康保険人間ドック補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（対象健診）

第２条　補助金の交付の対象となる健診は、「福山市国民健康保険人間ドック　補助金交付事業検査項目一覧」に掲げる必須検査項目を包含した人間ドック　（以下「人間ドック」という。）で国民健康保険の支給の対象とならないも　のとする。

（対象者)

第３条　補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 福山市国民健康保険被保険者で、人間ドックを受診する年度の年度末現在、満４０歳以上の者

(2) 健診申込時、入院又は妊娠していない者

２　前項の規定にかかわらず、同一年度に福山市国民健康保険特定健康診査を受診した者又は福山市国民健康保険脳ドック助成を受けた者若しくは助成を希望する者に対しては、補助しない。

　（健診機関）

第４条　第２条に規定する人間ドックを実施する機関（以下「健診機関」という。）は、福山市医師会、松永沼隈地区医師会、府中地区医師会及び深安地区医師会の会員で、実施を申し出た医療機関とし、市は各医師会と人間ドック補助金に係る集合契約を締結するものとする。この場合において各医師会は、その会員である医療機関の代表者かつ代理人として契約するものである。

　（補助金の額）

第５条　市は、２５，０００円（人間ドックの費用（特定健康診査の詳細項目（眼底検査）の費用を除く）が２５，０００円に満たない場合は、その額）から福山市国民健康保険特定健康診査に係る費用（詳細項目（眼底検査）の費用を除く）を除いた額を補助する。

２　この補助を受けることができるのは、同一人に対し、１会計年度につき、１回のみとする。

（補助金の申請）

第６条　この要綱による補助を受けようとする者は、あらかじめ「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付申請書」を市長に提出しなければならない。

２　申請書の受付期間は、毎年５月１日から１２月の最終開庁日までの期間とする。ただし、市長がこれにより難いと認める場合は、別に定めることができる。

　（補助の決定）

第７条　市長は、前条の申請書を受理したときは、予算の範囲内で補助の適否を審査し、適当と認める者については、「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付決定書」（以下「補助金交付決定書」という。）を交付する。また、否となった者については、その理由を付して「福山市国民健康保険人間ドック補助対象外通知書」により、その旨を通知するものとする。

　（被健診者の手続）

第８条　補助の決定を受けた者（以下「被健診者」という。）は健診に際し、健診機関と協議の上、健診の日程を決定する。

２　被健診者は、健診に際して「補助金交付決定書」、「マイナンバーカード（保険証利用登録者）又は国民健康保険資格確認書」及び「福山市国民健康保険特定健康診査受診券」を健診機関の窓口に提出するとともに、人間ドックの費用（特定健康診査の詳細項目（眼底検査）の費用を除く）から２５，０００円を差し引いた額を支払うものとする。

　（申請の取下げ）

第９条　被健診者は、健診期限までに対象健診を受けないときは、速やかにその旨を市長に申し出るとともに、第７条の規定により交付された補助金交付決定書を返還しなければならない。

２　対象健診を受けない旨の申出がなされたときは、市長は補助金の交付の決定を取り消し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

　（健診機関の手続）

第１０条　健診機関は、被健診者の「補助金交付決定書」を確認し、人間ドックの費用（特定健康診査の詳細項目（眼底検査）の費用を除く）から２５，０００円を差し引いた額を徴収するものとする。

２　健診機関は、被健診者の「福山市国民健康保険特定健康診査受診券」を確認し、特定健康診査に係る費用については、広島県国民健康保険団体連合会へ直接請求するものとする。

３　健診機関は、補助金について毎月とりまとめ、翌月１０日までに「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付請求書」に「福山市国民健康保険人間ドック実績報告書」、「補助金交付決定書」及び「検査成績表」を添えて、各医師会を経由の上、市長に補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金交付の請求があったときは、各健診機関へ交付するものとする。

　（被健診者の責務）

第１２条　被健診者は、検査成績表に基づき健診結果を尊重し、自ら積極的に健康管理に努めなければならない。

　（決定の取消し等）

第１３条　市長は、被健診者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消すとともに、速やかに福山市国民健康保険人間ドック補助金交付決定取消通知書により通知する。

２　市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、被健診者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書式の様式）

第１４条　第２条の福山市国民健康保険人間ドック補助金交付事業検査項目一覧表その他のこの要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、２０１９年（平成３１年）４月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、２０２４年（令和６年）５月１日から施行する。ただし、第８条第２項中国民健康保険資格確認書の部分は、同年１２月２日から施行する。

附　則

　この要綱は、２０２５年（令和７年）４月８日から施行する。